

社会福祉法人翔南会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔南会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、無報酬とする。

(旅費等)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、「社会福祉法人翔南会旅費規則」に基づき旅費を支給する。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等会議に出席した場合
- (2) 行政機関等による監査に出席した場合
- (3) 役員等として研修等のため出張する場合
- (4) その他、理事長が必要と認める場合

(適用除外)

第4条 当法人が経営する事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。